

公立保育園の 子育てに関する事業

公立保育園では、次のような子育て支援事業を行っています。お問い合わせは、保育課または各保育園(左表参照)へ。

子育て相談

お子さんについての悩みや心配事(育児、食事等)についての相談を受け付けています。どうぞ、お気軽にお電話ください。

とき 月曜日～金曜日の午前9時30分～午後4時30分

園庭開放

親子いっしょに保育園等で遊びませんか。開放時間等詳しくは、各保育園に確認のうえ、来園してください。

とき 月曜日～金曜日の午前9時30分～11時30分
保育課(☎内線1531)

公立保育園一覧

保育園名	住所	電話
田無	緑町1～2～26	61-4478
田無乳児	谷戸町1～23～20	21-6729
向台	南町3～23～1	61-9967
西原	芝久保町5～4～2	61-9100
みどり	緑町2～15～12	62-6261
芝久保	芝久保町1～14～32	63-7974
けやき	西原町4～5～96	64-3822
ひばりが丘	ひばりが丘2～3～5	24-6229
はこべら	富士町1～7～2	63-3225
ひがしふしみ	東伏見2～11～11	61-9964
こまどり	下保谷2～4～2	22-9323
ほうやちよう	保谷町3～13～1	65-1340
すみよし	住吉町3～14～14	21-8146
なかまち	中町4～4～16	22-4882
ひがし	東町2～4～13	21-9965
しもほうや	下保谷3～8～15	21-6464
やぎさわ	柳沢5～8～2	65-0324



お知らせ

平成15年度 一時保育事業の 利用登録受け付け

ある日、ある時間帯が保育に欠ける状態になった保護者への支援を行います。利用にあたっては、登録が必要です。



対象児童 市内に在住し満1歳から就学前の児童で、次のいずれかに該当する方
保護者の短時間・断続的勤務・職業訓練・修学等により、原則として平均週3日程度家庭における育児が困難となり

保育が必要となる児童

保護者の疾病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により、一時的に保育が必要となる児童
障害のある乳幼児で、体験的に入所させ集団保育をするため等により、保育を必要とする児童

障害のある小学校4年生までの児童で、からまでの各号に該当する場合、午後の時間において一時的に保育を必要とする児童
対象児童数 1日6人以内
登録受け付け 3月5日

利用受け付け 登録承認後
3月26日(水)から
利用開始日 4月3日(木)
利用日数および保育時間
利用日数は週3日以内。保育時間は基本的に月々、金曜日の午前8時30分～午後5時
利用料金
4時間以内:千円
4時間超:2千円
(延長保育代 1回500円)
昼食・おやつ代
昼食:1回につき200円
おやつ:1回につき150円
実施場所 西原保育園(芝久保町5-4-2)
申請方法 田無庁舎1階保育課および西原保育園にある一時保育利用登録申請書にて登録をしてください。現在平成14年度において登録されて

いる方も、平成15年度としての登録が必要です。

一時保育を利用する場合は、登録承認後、西原保育園に申し込んでください。

保育課(☎内線1531)1533、西原保育園(☎61-9100)

ファミリー・サポート・センター説明会



ファミリー・サポート・センターの中心では、地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員を希望する方は説明会(表参照)に出席してください。出席する方は、ファミリー・サポート・センター事務局へ申し込みしてください。入会登録に必要なもの、保護者の顔写真(縦3センチ×横2.5センチ)1枚

説明会日程

とき	ところ
3月7日(金) 午前10時から	田無庁舎5階会議室
3月16日(日) 午前10時から	保谷東分庁舎地下会議室

ファミリー・サポート・センター事務局(☎38-4121)

バイク・軽自動車の廃車等は3月中旬に手続きを!

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。次の場合は、3月中旬に手続きをしてください。
転出した場合、盗難にあった場合、すでに使用していない場合、所有者が変わった場合

軽自動車税には、月割課税制度がありません。

取り扱い窓口 125cc以下のバイク・小型特殊自動車:市民税課(田無庁舎4階、保谷庁舎1階) 125ccを超えるバイク:多摩自動車検査登録事務所(☎042-523-2455) 軽自動車は、(☎042-525-4360)

平成15年度社会教育関係団体認定申請受け付け

市内の体育施設を使用する場合、社会教育関係団体として認定されると、有料体育施設の利用料金が減額または免除されます。該当する団体は、申請してください。

対象団体 団体登録がされて、かつ、市内団体の認定を受けていること 市内団体:10人以上で組織し、かつ、市内在住・在勤・在学者が過半数を占める団体 市内の社会教育団体が、市内で社会教育活動を行っていること 規約または会則を有し、団体としての意思を決定し、執行し、代表することのできる機能および独立した経理、監査の機能が確立していること 団体の実績が客観的に認められるものであること 政治活動、宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でないこと 申請期間 3月3日(月)

20日(木)に保谷庁舎4階スポーツ振興課または総合体育館へ持参してください。提出書類 申請書、会則、14年度事業報告書、14年度会計報告、15年度会員名簿、15年度事業計画書、15年度予算書、スポーツ振興課(☎内線2715)

田無・保谷庁舎間連絡バスの増便

市では、職員の業務連絡用として田無・保谷庁舎間で連絡バスを運行しています。市民の方でも田無・保谷庁舎間で移動の必要がある場合には、利用することが出来ます。このたび、このバスを増便することとしました。3月3日(月)から新ダイヤで運行を開始します。管財課(☎内線1212)

平成15・16年度指名参加登録の追加受け付け

10月および1月の審査時期に申請ができなかった方を対象に、平成15・16年度建設工事、設計測量、地質調査共に組合を含む、物品買入れ等(組合を含む)の指名参加登録の追加受け付けを3月24日(月)から26日(水)まで行います。受付時間は、午前9時～午後4時(午前11時30分～午後1時30分は除く)です。詳しくは、西東京市ホームページをご覧ください。契約課(☎内線1282)

難病者福祉手当を受給されている方へ

今年も、6月に現況調査を予定しています。調査の際には、医療券のコピーが必要になりますので、3月31日までに医療券の期限が切れる方は、保健所で更新の手続きを忘れずにしてください。障害福祉課(☎内線2341、2342)

審議会等 開催情報

会議の日程・議題等は、変更となる場合があります。傍聴を希望する方は、担当課へお問い合わせください。会議開催予定は、西東京市ホームページ、両庁舎入口の掲示板でもお知らせしています。広報広聴課(☎内線1141)

会議	とき・ところ	傍聴人数	議題	担当課(内線)
社会教育委員の会議	3月4日(火)午後3時～ ・保谷庁舎3階	10人	学校を拠点とした地域づくり	社会教育課(2711)
子育て支援計画策定委員会	3月7日(金)午前9時30分～ ・田無庁舎5階	10人	中間まとめ(データブック)の作成	子育て支援課(1521)
環境審議会	3月7日(金)午後7時～ ・防災センター5階	10人	答申素案骨子について	環境保全課(2215)
総合計画策定審議会	3月13日(木)午後6時～ ・田無庁舎3階	10人	基本構想・基本計画案	企画課(1122)
都市計画マスタープラン策定市民懇談会	3月14日(金)午後7時～ ・イングリッド3階	10人	全体構想・基本的内容の検討	都市計画課(2412)

ご利用ください

税金は納税課へ、国民健康保険料・税保険年金課へお問い合わせください。
納税課(☎内線1355、☎内線2123)
保険年金課(☎内線1481、☎内線2135)
税金:1階納税課
国民健康保険料・税:1階保険年金課
税金:4階納税課
国民健康保険料・税:2階保険年金課
【保谷庁舎】
税金:1階納税課
国民健康保険料・税:1階保険年金課
税金:4階納税課
国民健康保険料・税:2階保険年金課

市税等の 夜間納付相談窓口を開設

とき 3月12日(水)14日(金)午後5時～8時
ところ 【田無庁舎】
税金:4階納税課
国民健康保険料・税:2階保険年金課